

東京都建築材料試験連絡協議会  
コンクリート採取試験会社審査要領

コンクリート採取試験会社審査委員会  
平成23年 9月 6日制定  
平成24年 9月24日改正  
平成30年 3月14日改正  
令和 元年 9月10日改正

(目的)

第1条 この要領は、コンクリート採取試験会社審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う採取試験会社の業務能力の適合性の審査を円滑に実施するために制定する。

(審査対象)

第2条 この要領の審査対象は、原則として、東京都内で業務を行う採取試験会社とする。この採取試験会社には、採取専門会社と都知事登録の試験機関である試験兼業会社がある。

(審査の区分と基準)

第3条 採取試験会社としての業務能力の適合性の審査は、一般審査と高強度審査の2区分がある。

- (1) 一般審査 : コンクリートの設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>以下の一般コンクリート(スランプフロー管理のものを除く)を採取可能な採取試験会社としての業務能力の適合性を審査する。この一般審査の基準は、別に定める「一般コンクリート採取試験会社審査基準」による。
- (2) 高強度審査 : 一般審査の業務能力に加えて、コンクリートの設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>を超えるコンクリート及びスランプフローで管理するコンクリートについても採取可能な採取試験会社としての業務能力の適合性を審査する。この高強度審査の基準は、別に定める「高強度コンクリート採取試験会社審査基準」による。

(審査申請)

- 第4条 審査申請には、一般新規と一般更新及び高強度新規と高強度更新の4種類がある。  
審査を受けようとする採取試験会社は、申請書、申告書等のそれぞれの審査申請に応じた必要書類を添えて、審査委員会事務局に提出する。
- 2 審査申請の受付は、原則毎年1回とする。
  - 3 審査手数料は、別に定める。

(審査)

- 第5条 審査は、次の書類審査と現地審査に分けられる。  
書類審査が不適合となった採取試験会社は、現地審査を行わないことを原則とする。但し、審査委員会が判断した場合は、この限りではない。
- (1) 書類審査 : 採取試験会社から提出された申請書類、申告書等の記載内容を審査基準に照らして審査する。
  - (2) 現地審査 : 申請書類、申告書等に記載された採取技術者、設備機器等を審査する。
- 2 審査委員会事務局は、申請者より提出を受けた書類を確認し、以下のような不備が認められた場

合には、修正指示等を記載した書面を申請者宛てに発行する。この書面を受領した申請者は、受領後7日以内に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 申請書、申告書の記入漏れ
- (2) 付属書類の不足
- (3) 申請書、申告書、付属書類間の不整合

3 現地審査の項目及び方法は、別に定める「一般コンクリート採取試験会社現地審査実施要領」又は「高強度コンクリート採取試験会社現地審査実施要領」による。

(審査結果の通知)

第6条 審査委員会事務局は、申請者に審査結果を書面で通知する。

(適合通知の有効期間)

第7条 適合通知書の有効期間は、原則として適合通知書の発行日を起算日とする14日間とする。

(要領の改正)

第8条 この要領の改正は、審査委員会の審議を経て行う。

付 則 1 この要領は、平成23年 9月 6日から施行する。  
2 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターの「コンクリート採取試験会社登録制度規程」に基づくコンクリート採取試験登録会社の審査申請は、平成23年度限りの特例審査として、書類審査のみで現地審査を省略することができる。

付 則 1 この改正は、平成24年 9月24日から施行する。  
2 南関東建設材料試験機関協議会「高強度コンクリート適合認定採取試験会社」からの審査申請は、平成24年度限りの高強度特例審査として、書類審査のみで現地審査を省略することができる。

付 則 1 この改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

付 則 1 この改正は、令和 元年 9月10日から施行する。

以上